

町長とまちづくりについて話しませんか

本町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長との懇談会を実施しています。懇談会のメニューは下記のとおりとなっていますので、ぜひ皆さんの声をお聞かせください。お問い合わせ、お申し込みは下記担当までご連絡ください。

町長と話しませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳等を飲みながら、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催
問合せ／まちづくり推進担当（内線2211）

平成30年 住宅・土地統計調査を実施します

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づき、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は15回目の調査にあたります。

この調査は、全国370万世帯のみを対象とした調査で、別海町では、町内の35調査区のみを対象とし、調査が行われます。（全世帯対象の調査ではありません。）

調査の結果は、耐震や防災を中心とした住宅や都市計画づくりの研究、空き家対策条例の制定、太陽熱を利用する省エネ住宅の研究などに幅広く利用されます。

■調査は平成30年10月1日時点で実施します。

■調査の内容は、住宅の建て方や世帯の構成などについてです。

■今回調査の対象となった35調査区には、9月10日(月)までに、この地区で調査があることを知らせるチラシがポスト等に投函されます。その後、その調査区の中からさらに抽出された世帯へのみ、9月中旬以降、調査員がインターネット回答をするためのログインIDや、紙の調査票等を配布します。

■調査の回答方法は、下記の3通りあり、それぞれ回答期間が決まっています。

回 答 方 法	回 答 期 間
インターネット(パソコンやスマートフォン)での回答	ログインID受領(9月中旬)から平成30年10月8日(月)24時まで
紙の調査票に記入し、郵送で提出	調査票受領(9月末)から平成30年10月8日(月)までに投函
紙の調査票に記入し、調査員が訪問して回収	平成30年10月1日(月)から平成30年10月8日(月)に回収

■調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

■調査の趣旨や必要性をご理解いただき、ご回答とご協力をよろしくお願いします。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2212）



別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました

7月中に、113名の方から寄付をいただきました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

※氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載します。

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）



べつかい協働のまちづくり補助金

(公募型)前期分採択事業決定

町民によるまちづくり活動を支援する「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）」の平成30年度前期分の採択事業が決定しましたのでお知らせします。採択された事業については、本補助金を有効活用し継続した活動となることを期待します。

事業名	団体名	補助区分	交付予定額	事業の内容
西春別地区 桜並木ロード 整備事業	別海町西春別地区 並木保存会	地域づくり補助金 (8割補助)	357,000円	国道243号線の西春別地区から西春別駅前地区を結ぶ桜並木の景観維持対策として、下草刈りや苗木の補植および倒壊した案内看板の新設。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

税務課から

地方税合同公売会を開催します

道と市町村等が差し押さえた物件の合同公売会を開催します。

本町でも物件を出品する予定となっております。当日来場された方は、物件の入札や、競り売りに参加することができます。ただし、物件によっては会場に陳列されないため、別の場所での事前の下見や事後の引き渡しとなる場合があります。

掘り出し物やお値打ち品を手に入れる機会でもありますので、多くの皆さんの来場をお待ちしています。

なお、合同公売会に関する詳しい内容は、釧路総合振興局のホームページをご覧ください。

- 日 時 10月14日(日) 開場 午前11時
(1)入札 午前11時から 開札は午後1時から
(2)競り売り開始 正午から
(参加受け付けは午前11時55分まで)
※受け付けを済まないと競り売りには参加できません。
- 場 所 釧路市観光国際交流センター大ホール
釧路市幸町3丁目3番地
- 必要な物 身分証明書（免許証、健康保険証など）、印鑑、買受代金（現金のみ）
- 参加団体 釧路・根室管内の市町村、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、北海道（釧路総合振興局、根室振興局）
- 問 合 せ 別海町役場総務部税務課収納対策担当
TEL 75-2111（内線1115・1116）
北海道根室振興局税務課
TEL 0153-24-5488（直通）
- ホームページ http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/index_nzi.htm

納期内納税の重要性について

町税にはどの税目にも納期限があり、その納期限内に納めていただくのが納税の基本です。理由を問わず、納期限内に納付されなかった町税は「滞納」となり、法律に基づき納期限後20日以内に督促状が発送されます。滞納は、努めて納期限内に納税している大多数の納税者との公平性を欠く行為ですので、納期限内に納税できない事情がある場合は必ず下記担当へご相談ください。

相談が無いままの滞納は調査および差し押さえの対象となります

本年度の債権調査と 差押件数

- 債権の調査 468件
- 債権の差押 9件
(平成30年7月末現在)

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)